

★ ガイドの利用方法 ★

突然の電話による勧誘や、しつこい訪問販売、インターネットを悪用した通信販売などの悪質商法によるトラブルは後を絶ちません。しかし、相手の手口を知っておくこと、トラブルに巻き込まれないための知識を持っていることで、被害を未然に防ぐことができます。

このガイドは、市内で実際に起こった事例を中心に、悪質商法や詐欺の手口、また、電話や訪問があった場合の対処方法を分かりやすく紹介しています。

普段からガイドに目を通し、電話の近くなどの取り出しやすいところへ置いて、不意の勧誘などに備えていただくことをお願いします。

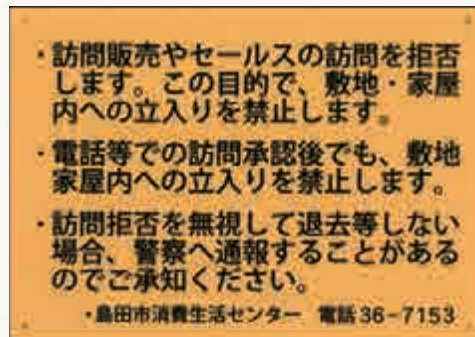
また、どうしてよいか分からない時には、ひとりで判断しないで、まず、島田市消費生活センターへご相談ください。市は、市民の皆様のくらしに役立てていただくため、次の取り組みを進めています。ぜひ、ご利用ください。



訪問販売禁止板を無料配布しています

高齢者を中心に、悪質業者による訪問販売の被害が相次いで報告されています。

しつこい訪問販売員の来訪を受けて困ったり、必要のないものをつい買ってしまったという経験はありませんか。一度購入してしまうと別の業者も次々に訪問してきます。不要なものの販売は、まずはっきり断ることが重要です。「話を聞いてしまうと要らないものでも断れない」という人のために、市では販売目的の訪問を拒否する内容を記載した表示板を希望世帯に配布しています。



訪問販売禁止板

縦 18 cm × 横 26 cm 厚さ 3 mm
アルミニウム・樹脂合板

プラザおおり 1 階・・・市民相談係で希望される方に無料でお配りしています。



生活用品活用バンクをご利用ください

資源の有効利用のため、家庭でまだ使えるのに、不用となった生活用品を登録していただき、必要とする人に紹介しています。

受付日時	毎週火曜日・木曜日 9時から16時まで	
開設場所	市民安心課 市民相談係 (プラザおおるり1階)	
電話番号	36-7153	
取扱い品目 (品目例)	● 家具	タンス・介護ベッド・ソファ・机・本棚 等
	● 電気製品	電子レンジ・冷蔵庫・洗濯機・ラジカセ 等
	● ベビー・子ども用品	ベビーベッド・ベビーカー・チャイルドシート・制服 等
	● 楽器・スポーツ用品	ギター・電子オルガン・健康器具 等
	● 日用品雑貨	車いす・ミシン・臼と杵 等
	● 自転車	大人用・子ども用・一輪車・キックボード 等

!! 注意 !! 人形、衣類(制服は除く)、食品、ガス器具、エアコン(工事の必要な物)等は登録できません。

登録品の一部を広報しまだに毎月掲載します。

ホームページに毎週金曜日に更新した最新の登録情報を掲載しています。

島田市ホームページ…

くらし・手続き ▶

市民相談 ▶

生活用品活用バンク

登録方法	市民安心課市民相談係窓口または電話にて、ゆずりたい物、ゆずってほしい物の種類、名称及び詳細、住所、氏名、電話番号を登録します。
譲渡の方法	<ul style="list-style-type: none"> ● 両者の条件が合う場合に紹介をします。 ● 譲渡の詳細(物の確認・受け渡し方法等)は、当事者間でご相談いただきます。 ● ゆずってほしい方は運搬が必要になります。